

(独)労働安全衛生総合研究所「粉じん用電動ファン付き呼吸用保護具技術指針」に基づく性能試験の実施について

平成 25 年 9 月 20 日
公益社団法人産業安全技術協会

粉じん用電動ファン付き呼吸用保護具(以下、PAPR)の規格としては JIS T8157 が制定されていますが、(独)労働安全衛生総合研究所が行った PAPR の性能基準の検討結果に基づく「粉じん用電動ファン付き呼吸用保護具技術指針」(JNIOOSH-TR-NO45) が平成 25 年 8 月 5 日に同研究所より示されました。

当協会では、この技術指針に基づく PAPR の性能試験を平成 25 年 9 月 20 日より実施いたします。

この性能試験によって、現在はメーカーの自主的な性能保証のみで流通している PAPR に対して第三者による性能確認が付与されることとなります。

技術指針の内容及び申請の具体的方法については、下記をご覧ください。

[粉じん用電動ファン付き呼吸用保護具技術指針](#)

[粉じん用電動ファン付き呼吸用保護具の性能試験の依頼申請の手引き](#)